

陸上自衛官の居住場所に関する達

昭和 40 年 1 月 25 日
陸上自衛隊達第 24—11 号

改正 昭和 43 年 9 月 4 日達第 24—11—1 号 昭和 45 年 3 月 12 日達第 24—11—2 号
昭和 47 年 2 月 21 日達第 24—11—3 号 昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号
昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号 平成元年 2 月 22 日達第 24—11—4 号
平成元年 4 月 14 日達第 24—11—5 号 平成 2 年 3 月 1 日達第 24—11—6 号
平成 3 年 4 月 12 日達第 24—11—7 号 平成 21 年 3 月 30 日達第 122—232 号
平成 23 年 6 月 17 日達第 122—252 号

自衛官の居住場所に関する訓令（昭和 29 年防衛庁訓令第 19 号）に基づき陸上自衛官の居住場所に関する達（昭和 29 年陸上自衛隊達第 40—4 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 天野 良英

陸上自衛官の居住場所に関する達 （営舎外居住の指定）

第 1 条 自衛官の居住場所に関する訓令（昭和 29 年防衛庁訓令第 19 号。以下「訓令」という。）第 1 条第 2 項の規定により営舎外に居住する者の指定は、同訓令第 2 条に規定する部隊等の長（以下「営舎外居住許可権者」という。）が行うものとする。

（営舎外居住の許可）

第 2 条 営舎外居住許可権者は、陸上自衛隊服務細則（昭和 35 年陸自達第 24—5）第 78 条第 2 項に定める基礎服務期間にある者については、訓令第 2 条第 1 項第 3 号の規定を満たし、かつ、特別の事情のある者を除き、原則として営舎外居住を許可しないものとする。

（異動等の場合の取扱い）

第 3 条 営舎外居住を指定され、又は許可された者が派遣、転任又は営舎外居住許可権者を異にする補職替え若しくは配置替え（以下「異動」という。）を命ぜられたときは、その者に対する営舎外居住の指定又は許可は当該命令の日付をもって取り消すものとし、同日付をもって異動先部隊等の営舎外居住許可権者が新たに指定又は許可するものとする。ただし、当該隊員が、異動を伴う海外派遣への参加を命じられた場合は、営舎外居住の指定又は許可は取り消さないものとする。

第 4 条 削除

（臨時勤務等の場合の留意事項）

第 5 条 営舎外居住を指定され又は許可された者が他の部隊等に臨時勤務を命ぜられ、演習若しくは異動を伴わない海外派遣への参加を命じられ、自衛隊の病院若しくは部外の病院に入院し、入校若しくは教育入隊を命ぜられ、又

は幹部候補者等及び陸曹候補生に指定されたことにより当該隊員に対する営舎外居住の指定又は許可は取り消さないものとする。

附 則

1 この達は、昭和40年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和40年4月2日から施行する。

2 この達施行日から昭和40年4月1日までの間は、改正前の達第2条の規定はなおその効力を有する。

附 則（昭和43年9月4日陸上自衛隊達第24—11—1号）

この達は、昭和43年9月5日から施行する。

附 則（昭和45年3月12日陸上自衛隊達第24—11—2号）

この達は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年2月21日陸上自衛隊達第24—11—3号）

この達は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成元年2月22日陸上自衛隊達第24—11—4号）

この達は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月14日陸上自衛隊達第24—11—5号）

この達は、平成元年度予算成立の翌日から施行する。

（本予算成立 平成元年5月29日）

附 則（平成2年3月1日陸上自衛隊達第24—11—6号）

この達は、平成2年3月15日から施行する。

附 則（平成3年4月12日陸上自衛隊達第24—11—7号）

この達は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成21年3月30日陸上自衛隊達第122—232号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日陸上自衛隊達第122—252号）

この達は、平成23年10月1日から施行する。